南相木村通勤者補助金についてお知らせ

〇補助対象者　令和７年1月から12月までの間に村外に80日以上通勤された方

〇受付期間　令和８年１月５日(月)～２月２日(月)

〇申請方法　役場または住民課窓口にある申請用紙に必要事項を記入。通勤先からの通勤日数証明書の添付が必要です

今回から

長野電子申請サービスによる電子申請もできます！

スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方は、カメラでQRコードを読み取り申請フォームへ入力してください

PCやQRコードを読み取りできない方は、下記リンクよりアクセスできます

申請には電話番号及びメールアドレスが必要です。

vill-minamiaiki-nagano@apply.e-tumo.jpからのメールが受信できるものをご用意ください

【重要】

申請には「南相木村通勤者日数証明書」の添付が必要です

村ホームページまたは申請フォーム内から様式のダウンロードができます

https://apply.e-tumo.jp/vill-minamiaiki-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=64572

【お問合せ先】　南相木村役場　住民課　0267-78-1050